

# 法政大学大学院奨学金給付規程

規定第193号

一部改正 昭和49年10月1日 昭和55年12月19日  
昭和59年4月1日 昭和62年 4月 1日  
2000年12月21日 2002年 4月 1日  
2004年 4月 1日 2004年 6月15日  
2008年 4月 1日 2012年 4月 1日  
2016年 4月 1日

## (目的)

第1条 本大学は、優秀な研究者の養成と教育の機会均等の実現を目的として、ここに奨学金給付制度を設定する。

2 給付する学資金を法政大学大学院奨学金（以下「奨学金」という。）といい、奨学金の給付を受ける者を法政大学大学院奨学生（以下「奨学生」という。）という。

## (資金)

第2条 本奨学金は、法政大学奨学基金から生ずる果実を財源とする。

## (出願資格)

第3条 この奨学生に出願できる者は、大学院の修士課程、博士後期課程又は専門職学位課程の各研究科に在学している者とする。ただし、次の各号に該当する者は除く。

- (1) 休学中の者
- (2) 国費外国人留学生
- (3) 最短修業年限をこえて在学する者

## (定数・額)

第4条 奨学生の定数及び給付額は次のとおりとする。

定数 若干名  
給付額 年額200,000円

## (給付期間)

第5条 奨学金の給付期間は、採用年度限りとする。ただし、重ねて次年度以降も採用することができる。

## (申請手続)

第6条 奨学生を志望する者は、次の書類を大学院事務部を経て、総長に提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書（所定のもの）
- (2) 学業成績証明書
- (3) 家計証明書
- (4) 研究計画等の記入書（所定のもの）
- (5) 指導教員又は専攻主任の推薦書（所定のもの）

## (奨学生の採用)

第7条 奨学生の採用は、次の要件をそなえた者の中から研究科長会議の選考を経て総長がこれを決定する。ただし、専門職学位課程については、専門職大学院運営委員会が選考する。

- (1) 学業成績・人物ともに優れていること。
- (2) 就学上経済的援助が必要と認められること。

## (取消)

第8条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められた場合は、研究科長会議又は専門職大学院運営委員会の議を経て総長がその資格を取り消す。

- (1) 提出した書類の内容に虚偽があったとき。

- (2) 休学，退学若しくは除籍されたとき。
- (3) 傷病などのために学業継続の見込みがないとき。
- (4) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
- (5) 奨学生として適当でないと認められたとき。

(返還請求)

第9条 この規程により支給された奨学金は返還を要しない。ただし、大学は前条の定めにより本奨学生の資格を取り消した者に対し、支給した奨学金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(研究成果報告の義務)

第10条 奨学生に決定された者は受給年度における研究成果を指導教授に報告しなければならない。

(所管)

第11条 奨学生に関する事務は学生センター及び経理部で行う。

(補則)

第12条 この規程の実施について必要な事項は別に細則をもって、これを定める。

(改廃)

第13条 この規程を改廃するときは、研究科長会議の議を経ることを必要とする。

付 則

- 1 この規程は、昭和43年4月1日から施行する。
- 2 第3条の給付額は、昭和55年12月19日改正施行する。
- 3 第2条，第6条，第9条は、昭和59年4月1日から改正施行する。
- 4 第3条は、昭和62年4月1日から改正施行する。
- 5 この規程は、2000年12月21日から次のとおり改正施行する。
  - (1) 第2条第1号（日本育英会大学院奨学生に採用されている者）を削除し、以下第2号から第6号を第1号から第5号に繰り上げる。
  - (2) 第7条（大学院奨学生選考委員会の組織及び運営については、別に総長がこれを定める。）を削除し、以下第8条から第12条を第7条から第11条に繰り上げる。
  - (3) 付則第2項を第12条（改廃）として加え、付則第2項は削除し、以下付則第3号から第5号を第2号から第4号に繰り上げる。
  - (4) 第6条，第7条，第12条の大学院奨学生選考委員会を大学院委員会に改正する。
- 6 第1条第1項，第5条第1項，第6条第1項第1号及び第2号は、2004年4月1日から改正施行する。
- 7 第2条，第6条，第7条に専門職学位課程に関する事項を加え、2004年6月15日から一部改正施行する。
- 8 第10条は、2008年4月1日より一部改正し施行する。
- 9 第2条，第3条，第5条，第6条，第8条及び第9条は、2012年4月1日より一部改正し施行する。
- 10 第7条，第8条，第13条は2016年4月1日より一部改正し施行する。